

融 資 の 種 類		資 金 使 途	借換	貸 付 限 度 額	金利 (固定)	金利 本人負担	金利 区負担	貸付期間 (うち据置期間)	融 資 の 対 象 者	信用保証料 の補助
商工業資金	運転資金	■運転資金	○ 注1	1,500万円	2.1% 以下	2.1% 以下	なし	7年以内 (6か月以内)	表紙記載の基本3要件に該当する中小企業者	全額 1/2 補助 (上限 26万円) なし
	運転設備資金	■運転・設備資金 の併用		2,000万円				9年以内 (6か月以内)		
	設備資金	■設備資金		2,000万円						
合わせて2,000万円以内										
小規模企業資金		■運転・設備資金	○ 注1	750万円	2.1% 以下	0.7% 以下 (貸付金利の1/3)	1.4% 以下 (貸付金利の2/3)	6年以内 (6か月以内)	表紙記載の基本3要件に該当し、かつ従業員の数が20人(卸売業・小売業・サービス業注2は5人)以下等、中小企業信用保険法で定める小規模企業者(P8「利用の制限について」参照)のいずれかに該当すること	全額 1/2 補助 (上限 26万円) なし
小規模企業 特例資金 (小口)		■運転・設備資金	○ 注1	2,000万円	2.1% 以下	1.05% 以下 (貸付金利の1/2)	1.05% 以下 (貸付金利の1/2)	6年以内 (6か月以内)	次の(1)～(3)の条件をすべて満たす者 (1) 表紙記載の基本3要件に該当すること (2) 従業員の数が20人(卸売業・小売業・サービス業注2は5人)以下等、中小企業信用保険法で定める小規模企業者(P8「利用の制限について」参照)のいずれかに該当すること (3) 今回申請する融資の保証額を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が、2,000万円以下であること ※本資金は全国統一の保証制度に準拠したもので東京信用保証協会が信用リスクを100%保証します。 ※NPO法人は、医業を主たる事業としている場合を除き、対象外です。	全額補助 (上限 なし)
経営応援資金		■運転・設備資金	—	500万円	2.1% 以下	1.05% 以下(貸付金利の1/2)	1.05% 以下(貸付金利の1/2)	5年以内 (6か月以内)	表紙記載の基本3要件に該当し、かつ申込月の直近3か月間または6か月間における売上高または営業利益が前年同期と比較して減少している中小企業者	全額 1/2 補助 上限 (26万円) なし
債務一本化資金		■区制度融資 の既存債務返済 ■運転・設備資金	○	2,000万円	2.1% 以下	1.05% 以下 (貸付金利の1/2)	1.05% 以下 (貸付金利の1/2)	10年以内 (据置なし)	表紙記載の基本3要件に該当し、かつ次の(1)～(5)の条件を全て満たす中小企業者 (1) 一本化するすべての対象債務が新宿区の制度融資であること(小規模企業特例資金(小口)を除く) (2) 一本化するすべての対象債務が東京信用保証協会の保証付きであること (3) 一本化する対象債務が2本以上あること(1本のみの債務の借換は不可) (4) 一本化するすべての対象債務について、約定返済(元金返済)を12回以上継続して行っていること(延滞や据置が発生した場合は、その後の最初の償還から約定返済を12回以上継続して行っていること) (5) 一本化することにより、月々の元金返済負担額が現在より減少すること	全額 1/2 補助 (上限 40万円) なし
振興資金 地場産業	運転資金	■運転資金	—	1,000万円	2.1% 以下	1.05% 以下 (貸付金利の1/2)	1.05% 以下 (貸付金利の1/2)	6年以内 (6か月以内)	表紙記載の基本3要件に該当し、染色業または印刷・製本関連業を主たる事業注2として区内で引き続き1年以上営んでいる中小企業者 ※制度融資上の印刷・製本関連業 印刷、製版、製本、断裁、折り本、のり付け等の印刷・製本に直接関連した加工を行う業種 (印刷ブローカー、出版、デザイン、紙加工品等の業種は該当しません)	全額 1/2 補助 (上限 26万円) なし
	運転設備資金	■運転・設備資金 の併用	—	1,500万円				8年以内 (6か月以内)		
	設備資金	■設備資金	—	1,500万円						